

旭川市の北海道遺産巡り 三浦綾子記念文学館と旭川家具

～三浦綾子さんが勤務した歌志内市内もご案内～

■出発日／2024年11月14日(木)



三浦綾子記念文学館

■旅行代金／13,500円(大人1名、子ども同額)(インターネットから予約で500円引き) ■催行最小人員15名(募集定員:20名) ■添乗員／なし、係員同行 ■バス会社／北海道中央バスグループ又はドリーム観光バス又はばんけいバス又は高田モータース

＜バスツアーのポイント！＞

★〇三浦綾子記念文学館…職員がご案内します。

〇旭川デザインセンター…大雪山系の森の木を伐り出し、生活の道具を作り始めたのが旭川家具。国際的に評価された美しく機能的なデザイン家具で、この「ものづくり文化」を伝承するデザインセンター職員がご案内します。

〇歌志内市郷土館ゆめつむぎ…「三浦綾子と歌志内」をご案内します。三浦綾子さんは神威小学校教員として16歳で赴任。一人の新米教師としてひたむきに炭鉱まちの子どもに接した姿が伝わってきます。施設職員が解説し、現地小学校跡地にもご案内します。

〇昼食:「北海道スカイテラス MINORI」…上川管内の農産物を主体に地産地消を推進しているホテル15F。旭川を一望できる絶景のビュッフェレストランのランチ

〇道の駅ふかがわライズランド…地元農産物のお買物&休憩



歌志内市郷土館ゆめつむぎ



旭川デザインセンター展示室内



旭川デザインセンター



北海道スカイテラス MINORI

日程	集合／中央バス札幌ターミナル1階待合室(出発の15分前)	食事
各日	中央バス札幌ターミナル 8:00 == 歌志内市郷土館ゆめつむぎ・市内現地(見学/約90分) == (昼食) 北海道スカイテラス MINORI(約60分) == 三浦綾子記念文学館(見学/約60分) == 旭川デザインセンター(見学/約45分) == 道の駅ライズランドふかがわ(見学/約30分) == 中央バス札幌ターミナル 18:10頃到着〔*青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。〕	朝:× 昼:○ 夕:×

写真はすべてイメージです

<https://www.cb-tours.com>



LINE 公式アカウントを開設!

友達登録していち早く旅の情報をゲット!



＜ご参加される皆様へお知らせ＞

- 当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりません。集合時間・集合場所のお間違えないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツアーは出発させていただきます。)
- バス座席割りは、当社で決めさせていただきます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます
- バス車内は終日禁煙とさせていただきます。
- 緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外には不通となっております)
- このパンフレットが最終行程となります。

集合場所のご案内



中央バス札幌ターミナル (札幌市中央区大通東1丁目3番地)

- JR札幌駅南口より徒歩約10分
- 地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分
- 地下鉄大通駅31番出口徒歩約3分
- さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんのでお間違えのないようにお越し下さい。

旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」といふ)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と別業種企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また旅行条件書は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全4巻)、出発前にお渡しする業務旅行行程表と称する行程表並びに旅行契約教養講座企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1)所定の中申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの期は差し引かせて頂きます。

(2)遅延、断送、フラクシミリその他の選別手段をお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とのお申込金の支払いを完了して下さい。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
10万円未満 20,000円
15万円未満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%

●旅行代金の支払い
旅行代金は旅行出発の前日から起算して13日以内の日より前(お申込みが複数の場合は当社が指定する期日まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取送料、追加費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日はお客様の申し出がない限り、お客様の承諾日と致します。

●旅行代金の返還
(1)お申し出されるお客様のうち、特に健康がない場合、第12歳以上の方はおとどけ代金、第6歳以上(幼児利用)の方は3歳以上12歳未満まではおとどけ代金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数とを照合下さい。

●旅行内容の変更
当社は、旅行開始後であっても、天災事象、暴風、暴動、運送・宿泊関係等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の返還
前項により旅行内容が変更され、旅行開始による費用(当該旅行内容の変更のためにその費用を要しなかった旅行サービスに對しては取付料、取付料その他を免除し、またはこれらを支払わなければならない費用を減らす)が増加したときは、その増額分は旅行代金に反映されず、お客様がご負担下さい。ただし、旅行代金の返還は、旅行代金の返還額が旅行代金を超過する場合は、当社は変更後の旅行代金を返還致します。

●取付料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取付料として申しあげます。

契約解除の日	取付料(お1人様)
旅行開始日の前日以前 お申し込みから起算して5日以内	無料
2)20日(前日)以前にあっては10日(前日)以内の解除 (1～6名様)	旅行代金の20%
3)7日以前にあっては10日(前日)以内の解除 (4～6名様)	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5)旅行開始日の解除	旅行代金の50%
6)旅行開始後の解除または 業務旅行不参加	旅行代金の100%

※取付料は旅行代金を超過する場合は、上記の表によらず、コースサービスに相当する取付料になります。

※当社の責任とならない各種サービスの取付料は、お取付料になる場合も上記取付料金をお支払い頂きます。

※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊関係等行程上の一部変更についても、全体に対するお取付料とみなし、取付料の対称となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は取付料なしで、旅行契約を解除することになります。

①お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

②お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

③お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の返還
前項により旅行内容が変更され、旅行開始による費用(当該旅行内容の変更のためにその費用を要しなかった旅行サービスに對しては取付料、取付料その他を免除し、またはこれらを支払わなければならない費用を減らす)が増加したときは、その増額分は旅行代金に反映されず、お客様がご負担下さい。ただし、旅行代金の返還は、旅行代金の返還額が旅行代金を超過する場合は、当社は変更後の旅行代金を返還致します。

●取付料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取付料として申しあげます。

(2)お客様は下記に該当する場合は取付料なしで、旅行契約を解除することになります。

①お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

②お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

③お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の返還
前項により旅行内容が変更され、旅行開始による費用(当該旅行内容の変更のためにその費用を要しなかった旅行サービスに對しては取付料、取付料その他を免除し、またはこれらを支払わなければならない費用を減らす)が増加したときは、その増額分は旅行代金に反映されず、お客様がご負担下さい。ただし、旅行代金の返還は、旅行代金の返還額が旅行代金を超過する場合は、当社は変更後の旅行代金を返還致します。

●取付料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取付料として申しあげます。

(2)お客様は下記に該当する場合は取付料なしで、旅行契約を解除することになります。

①お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

②お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

③お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の返還
前項により旅行内容が変更され、旅行開始による費用(当該旅行内容の変更のためにその費用を要しなかった旅行サービスに對しては取付料、取付料その他を免除し、またはこれらを支払わなければならない費用を減らす)が増加したときは、その増額分は旅行代金に反映されず、お客様がご負担下さい。ただし、旅行代金の返還は、旅行代金の返還額が旅行代金を超過する場合は、当社は変更後の旅行代金を返還致します。

●取付料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取付料として申しあげます。

(2)お客様は下記に該当する場合は取付料なしで、旅行契約を解除することになります。

①お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

②お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

③お客様の都合で旅行中止、官公庁の命令、当初の旅行計画による急な運送サービスの提供その他の当社が合理的に判断し得る事由が生じた場合において、旅行の資金かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、旅行開始後当社が当該旅行の進行状況、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

北海道中央バス(株)
シービーツアーズカンパニー

予約センター-011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階
営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休
総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済
が出来ます。
下記のQRコード
からお申し込み下さい。

友たち追加

一般社団法人
日本旅行業協会

旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご連絡なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。

